

別記様式第47号(第103条関係)

<p>※欄は記載不要</p>		<p>※受理年月日</p>	<p>※受理番号</p>	
<p>深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。</p> <p>届出する年月日 令和××年××月××日</p> <p>宮城県 公安委員会殿</p> <p>届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>個人：住所・氏名 法人：住所、法人名、代表者氏名</p>				
<p>(ふりがな) 氏名又は名称</p>	<p>個人は氏名、法人は法人名のみ</p>			
<p>住所</p>	<p>個人：住民票の住所地 法人：登記事項証明書の本店所在地</p>			
<p>(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名</p>	<p>個人営業の場合は空欄</p>			
<p>(ふりがな) 営業所の名称</p>	<p>ばーみやぎ BAR 宮城</p>			
<p>営業所の所在地</p>	<p>〒(×××-××××) 仙台市〇〇区〇〇×丁目×番×号 (×××)×××局×××番</p>			
<p>営業所の構造及び設備の概要</p>	<p>建物の構造</p>	<p>鉄骨コンクリート造陸屋根×階建(備考2参照)</p>		
	<p>建物内の営業所の位置</p>	<p>建物×階の一部(備考3参照)</p>		
	<p>客室数</p>	<p>× 室</p>	<p>営業所の床面積</p>	<p>××. ×× m²</p>
	<p>客室の総床面積</p>	<p>××. ×× m²</p>	<p>各客室の床面積</p>	<p>客室1室ごとの面積を記載 (客室が5室以上の場合は別紙等に記載)</p>
	<p>照明設備</p>	<p>ダウンライト×基、スポットライト×基 (備考4参照)</p>		
	<p>音響設備</p>	<p>カラオケ機器×台、スピーカー×台 (備考5参照)</p>		
	<p>防音設備</p>	<p>石膏ボード、プラスターボード塗装仕上げ (備考6参照)</p>		
<p>その他</p>	<p>営業所の出入口は1箇所 客室内に見通しを妨げる設備、風俗を害する装飾物はない (備考7参照)</p>			

設備の位置については別添の平面図等に記載

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 3 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 4 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 5 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 6 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 7 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

営 業 の 方 法	
営業所の名称	B A R 宮 城
営業所の所在地	仙 台 市 〇 〇 区 〇 〇 × 丁 目 × 番 × 号
営 業 時 間	午前 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 時 分 から 午後 時 分 まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） 午後10時から午前6時までの間、18歳未満の従業者は客に接する業務禁止
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない ①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 入店時の身分証確認、保護者が同伴しない18歳未満立入禁止と記載したものを営業所出入口に表示する等の具体的な方法を記載
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 例 乾きもの、菓子、フルーツ等を客の注文に応じて従業員が客席に運び提供する。 (備考1参照)
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法 例 ビール、焼酎、ウイスキー等を客の注文に応じて従業員が客席に運び提供する。 (備考2参照)
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 例 年齢不詳者は運転免許証等で身分確認を行う。 (備考3参照)
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊 興 の 内 容 遊興の種類、これを行う方法を記載 (備考4参照)
	時 間 帯 午前 時 分 から 午後 時 分 まで 午前0時～午前6時は禁止 (特定遊興飲食店営業許可が必要)
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容

開始届出書と同様に記載

午前・午後のどちらかに○をつけて、営業時間を記載

どちらかに○

どちらかに○

どちらかに○

どちらかに○

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。